



令和6年第3回総会

会 議 録

期 日 令和6年3月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第3回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年3月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 2	農地法第3条許可申請について
4	1 3	農用地等利用集積促進計画の調整について
5	1 4	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 6 年第 3 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。7 番原田委員、8 番眞茅委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 1 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 9 号から 4 5 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 10 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 26 名です。

解約面積は畑が 33 筆で 30,115 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 9 号から 4 5 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 6 号の申請地は、

塩屋北町〇〇番、畑、1,318 m²

塩屋北町〇〇番，畑，486 m²

合計 1,804 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，68 歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，66 歳，立神本町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については 6 ページに掲載してあります。

申請地，塩屋北町〇〇番は火の神保育園より北東側約〇〇mに位置し，塩屋北町〇〇番は火の神保育園より北側約〇〇mに位置します。

整理番号 7 号の申請地は，

塩屋北町〇〇番〇，畑，78 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，68 歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，77 歳，塩屋北町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については 6 ページに掲載してあります。

申請地は火の神保育園より北東側約〇〇mに位置します。

整理番号 8 号の申請地は，

木原町〇〇番〇，畑，522 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，病院事務，60 歳，木原町にお住まいです。

〇〇〇〇さん，会社員，56 歳，木原町にお住まいです。

〇〇〇〇さん，介護職，60 歳，妙見町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，39 歳，中央町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については 9 ページに掲載してあります。

申請地は美初モータースより東側約〇〇mに位置します。

整理番号 9 号の申請地は，

まかや町〇〇番〇，畑，310 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，43 歳，横浜市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，31 歳，まかや町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については 11 ページに掲載してあります。

申請地は真茅公民館より北西側約〇〇mに位置します。

整理番号 10 号の申請地は，

下松町〇〇番，畑，652 m²

下松町〇〇番，畑，810 m²

合計 1,462 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，90 歳，下松町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，39 歳，南九州市にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については13ページに掲載してあります。

申請地下松町〇〇番は下山公民館より南東側約〇〇mに位置し、下松町〇〇番は下山公民館より東南東側約〇〇mに位置します。

整理番号11号の申請地は、

東鹿籠字桑木ヶ迫北〇〇番〇，畑，1,617 m²

東鹿籠字石ノ落〇〇番〇，田，954 m²

東鹿籠字石ノ落〇〇番〇，田，1,051 m²

東鹿籠字石ノ落〇〇番〇，畑，920 m²

桜山東町〇〇番〇，畑，210 m²

桜山東町〇〇番〇，畑，96 m²

桜山東町〇〇番，畑，334 m²

合計5,182 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，89歳，桜山東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，新規兼業農業，59歳，桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

申請地については15，16ページに掲載してあります。

申請地東鹿籠字桑木ヶ迫北〇〇番〇は山崎解体より北東側約〇〇mに，東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は鹿児島交通車両置場より東側約〇〇mに，東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は鹿児島交通車両置場より東側約〇〇mに，東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は鹿児島交通車両置場より東側約〇〇mに，桜山東町〇〇番〇は山崎解体より北東側約〇〇mに，桜山東町〇〇番〇は山崎解体より北東側約〇〇mに位置し，桜山東町〇〇番は山崎解体より北東側約〇〇mに位置します。

整理番号6～11号においては，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当せず，また，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号6号並びに7号について，園田委員をお願いします。

6番（園田委員）整理番号6・7号は関連がありますので，一括して報告します。

整理番号6号は，2月25日に譲受人〇〇〇〇さん立会のもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人はかつお公社に勤務する会社員です。塩屋北町〇〇番の東側は市道，西側は畑と太陽光発電施設，南側は宅地，北側は宅地と畑です。昨年まで譲渡人が甘しょとニンニクを栽培していた畑です。

塩屋北町〇〇番の西側と北側は市道，東側と南側は畑です。現在2ヶ所共に耕機してあり，作付けされていない畑です。譲受人は退職する迄休日等を利用して甘しょとニンニク，らっきょう等を栽培したいとの事です。譲渡人より農業機械

も譲り受けており、権利取得後はこれらの作物を順次作付けする計画で、退職後は農業に従事したいとの事で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じ無い申請では無いかと思われま

す。整理番号7号は、2月24日に譲受人〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は塩屋集落の住宅地の中にあり、西側は市道、東側は畑、南側、北側共に宅地です。譲受人が7年ほど前から家庭菜園として野菜と鉢物を栽培しており、取得後も引き続き栽培する計画で本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ問題の無い申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号8号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号8号について報告いたします。

3月8日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。現地は2年前から譲受人が管理していた甘しょ畑です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。譲受人の親戚です。譲受人は〇〇〇〇さんで中央町に居住している会社員です。

仕事が休みの日に甘しょを栽培しています。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側、西側、北側は宅地、南側は畑となっております。

現在も甘しょを栽培しており、取得後も甘しょを栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号9号並びに10号について、眞茅委員お願いします。

8番（眞茅委員）整理番号9・10号は、一括して報告します。

整理番号9号は、3月10日に譲受人の父、立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人は横浜市に在住で、譲受人は現在、甘しょ・ネギを生産する農家の後継者であります。

位置関係は事務局の通りで、現在、甘しょの育苗ハウスとなっております。

申請地の東側は宅地、西側と南側は畑、北側は市道となっております。

10年位前より譲受人の父が育苗ハウスとして利用しており、今後も同様に作付けを行うという事でしたので、問題のない申請ではないかと思われま

す。整理番号10号は、3月11日に譲受人の〇〇〇〇さん、立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあたり、譲渡人は下松町に在住で、譲受人は南九州市で茶を栽培する農家です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地下松町〇〇番は甘しょ畑で、東側は道路、西側と南側は家庭菜園畑、北側は宅地となっております。平成 20 年頃より、譲受人が耕作をしていたという事です。

申請地下松町〇〇番の東側、西側、南側は畑、北側は道路となっており、現在茶畑で、譲渡人の後継者が耕作しておりましたが、体調がすぐれずに減反するとの事でした。

両圃場とも、今後譲受人が耕作するとの事でしたので、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 11 号について、今給黎委員をお願いします。

2 番（今給黎委員）整理番号 11 号について報告いたします。

3 月 13 日に譲受人の父で譲渡人である〇〇〇〇さん、立ち会いのもと現地調査を行いました。今回の申請は、長男に無償譲渡するもので、7 筆の申請がありました。

申請地、東鹿籠字桑木ヶ迫北〇〇番〇の東側は山林、西側は市道、南側は保全管理された畑で、北側の登記は畑ですが現況は原野となっております。

続いて、東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は田で保全管理されております。東側は譲渡人の田、西側と北側は公衆用道路、南側は原野となっております。

次に、東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は田で保全管理されております。西側は譲渡人の田、東側と北側は公衆用道路、南側はタンカン畑となっております。

次に、東鹿籠字石ノ落〇〇番〇は畑でタンカンが栽培されています。東側と西側は公衆用道路、南側の登記は畑ですが現況は原野、北側は譲渡人の田となっております。

続いて、桜山東町〇〇番〇は畑で甘しょが栽培されています。東側は公衆用道路、西側と北側は譲渡人の畑、南側の登記は畑ですが現況は原野となっております。

次に、桜山東町〇〇番〇は畑で甘しょが栽培されています。東側と北側は譲渡人の畑、西側は果樹園、南側の登記は畑ですが現況は原野となっております。

桜山東町〇〇番は畑で甘しょが栽培されています。東側は公衆用道路、西側は果樹園、南側は譲渡人の畑、北側の登記は畑ですが現況は原野となっております。

以上の 7 筆は譲渡人が高齢化のため、長男に無償譲渡するもので、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号6号から11号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第13号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

承認を得る前に、制度の変更について、補足説明いたします。

今まで、中間管理事業を貸借する場合、次の議題にあります農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により契約しておりました。

しかし、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、今回の利用権設定分から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画を定め、契約することとなりました。また、経過処置として、今まで、おこなってきた農用地利用集積計画の設定は、地域計画が策定されるまでとなります。

なお、法律は変わっても、中間管理機構を通じた農地の貸し借りとして、審議される内容は今までどおりとなります。

それでは、議案について説明いたします。

17 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1号から2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外1名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外1名で設定面積は、畑が2筆1,271㎡、合計2筆1,271㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番1号・2号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第13号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第14号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、17～18ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号37号から50号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外12名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外18名で設定面積は、田が2筆593㎡、畑が21筆18,043㎡、樹園地が8筆6,297㎡、合計31筆で24,933㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（畑野委員）樹園地がありますが、これは茶園ですか、果樹園ですか。

事務局 整理番号50番のここになる場所ですか。

5番（畑野委員）37号です。

事務局 利用権設定の内容としては茶となっています。

5番（畑野委員）50号も。

事務局 50号につきましては果樹となっております。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番37号から50号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第14号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9時30分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 原 田 克 子

会議録署名委員 眞 茅 文 男